南丹市景観計画

【概要版】

目　次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

●景観計画とは

景観計画の基本理念と基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

●基本理念

●基本目標

景観計画の区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

●景観計画区域

●景観特性「エリア」の設定

良好な景観形成のための方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

山里自然エリアにおける景観形成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

●景観形成の方針

●具体的方策

●協働での取組

【重点エリア】伝統的景観重点エリアにおける景観形成 ・・・・・・・ 2

●景観形成の方針

●具体的方策

●協働での取組

良好な景観形成のための行為の制限 ・・・・・・・・・・・・・・ 3

●行為の制限について

山里自然エリアにおける行為の制限 ・・・・・・・・・・・・・・ 3

●届出対象行為

●景観形成基準

【重点エリア】伝統的景観重点エリアにおける行為の制限 ・・・・・ 6

●届出対象行為

●景観形成基準

良好な景観形成に必要な事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

●景観重要建造物、景観重要樹木

●公共施設の整備

●屋外広告物

●景観づくりの役割分担

●景観審議会の設置

●景観づくりの推進

参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

１. 届出方法・その後の流れ

２. 使用できる色彩のイメージ

３. 景観協定について（景観法で規定）

４. 景観計画の提案について（景観法で規定）

はじめに

●景観計画とは

景観法（平成１６年法律第１１０号）に基づき、景観行政団体が良好な景観を保全・形成するために策定する計画です。景観形成に関する方針、優れた景観に影響を及ぼさないよう地域に調和した建築物等を誘導するために建築等を行う場合の届出対象となる行為や、建築物等の色彩、高さ、形態・意匠等に関する制限等を定めたものです。また、市民、事業者、行政が景観づくりにそれぞれの立場で協働して取組を進めるための役割分担などを定めることができます。

本市で策定した「南丹市景観計画」の概要をお知らせします。

景観計画の基本理念と基本目標

●基本理念

「市民も来訪者も　みんな“ほっ”とできる癒しのまち　南丹市」

市民一人ひとりが、ふるさとに「ここに住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」といった愛着と誇りを持ち、訪れた人々が「また訪れたい」「ここに住んでみたい」と感じる魅力ある景観の形成をめざします。

●基本目標

・人々が安心していきいきと暮らし、景観に癒されるまちづくり
・自然と歴史と文化が織り成す景観に自信と誇りをもてるまちづくり
・農林水産業などの地域産業と景観資源をともに生かしたまちづくり

景観計画の区域

●景観計画区域

景観計画区域　　「南丹市美山町地域」

景観計画に定めた制限等が適用される範囲のことです。

景観に配慮したまちづくりを住民と行政が一体となって進めてきた美山町の区域を、市の景観行政の先導的なモデルと位置づけ『景観計画区域』に定めます。

≪その他の地域においては、景観行政の啓発に努め、景観保全に対する気運が高まった地域から順次拡大していくことをめざします。≫

●景観特性「エリア」の設定

届出や規制の基準を『一般的な地域』と『重点的に保全していく地域』で区別するために、景観特性ごとの「エリア」を設定します。

①山里自然エリア　…　重要伝統的建造物群保存地区（美山町北）以外の地域
②【重点エリア】伝統的景観重点エリア　…　重要伝統的建造物群保存地区（美山町北）の範囲

良好な景観形成のための方針

山里自然エリアにおける景観形成

●景観形成の方針

○居住者の利便性を確保しつつ、訪れる人に癒しを与える山里の景観形成を図ります。
○美山町地域の特徴的な風景である美しい山・川や田畑・家屋が一体となった田園風景の保全を図ります。
○森林においては、針広葉樹林がおりなす緑豊かな自然景観の保全を図ります。
○河川においては、生態系や環境にも配慮した自然景観の保全を図ります。
○田畑においては、農業があっての山里自然エリアであるので、荒廃させることなく生産的な観点も含めて景観に配慮した保全に取り組みます。
○かやぶき民家など地域の昔ながらの建物の保全に取り組みます。
○日本風景街道に登録された「**美山かやぶき由良里街道**」や「**西の鯖街道**」の沿道を中心に町並みの保全に努めます。

●具体的方策

○建築物、工作物や屋外広告物に対して山里の景観にふさわしい規制誘導を行います。
○エリア内におけるかやぶき屋根の修理等について支援します。
○良好な景観の形成に向け、市民が行う活動に対し支援します。

●協働での取組

○良好な景観の形成と保全に日ごろの生活から配慮を心がけ、それぞれの立場でできることを行います。
○各地区や集落で美化活動や奉仕作業などにより、良好な景観の形成と保全に取り組みます。
○良好な景観についての理解を深め、各地区や集落においての共通認識となる取組を進めます。

【重点エリア】伝統的景観重点エリアにおける景観形成

●景観形成の方針

○南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、かやぶき民家の建ち並ぶ伝統的建造物群の優れた町並みの保全に取り組みます。
○かやぶき民家を中心とした伝統的建造物群の歴史と伝統ある集落の美しい景観を活用した地域振興・観光振興を図ります。
○居住者の快適な生活環境と観光地としての魅力の両立を図ります。
○背景となる山や景観の一部である田についても、荒廃させることなく保全に取り組みます。
○河川においても、伝統的建造物群の良好な景観の一部であるので周辺景観と調和した保全を図るとともに生態系や環境にも配慮します。

●具体的方策

○建築物、工作物や屋外広告物に対して伝統的景観にふさわしい規制誘導を行います。
○エリア内におけるかやぶき民家などの外観の修理等について助成を行います。
○良好な景観の形成に向け、市民が行う活動に対し支援します。

●協働での取組

○良好な景観の形成と保全について、さらに配慮を心がけます。
○集落で協力し、さらに良好な景観の形成と保全に取り組みます。
○市民全体で守るという意識を高めます。

良好な景観形成のための行為の制限

●行為の制限について

外壁・屋根が赤や青等の原色系の色の建物、奇抜な形態の建物や高層住宅等の周辺景観に調和しない建築物の建築・工作物の建設等を制限し、地域に調和した建築物や工作物等を誘導することにより優れた景観を保全・形成するため、建築や建設等の行為を行う場合に届出が必要となります。

なお、伝統的景観重点エリアについては重要伝統的建造物群保存地区として、すでに「南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「かやぶきの里・南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区保存計画」により規制がされていますので、建築物等の建築に係る届出及び建築物の外観の様式、材料、色彩の基準については同条例・計画によるものとします。（ただし、物件の堆積については規定がないため、景観計画（景観条例）で定めることとします。）

山里自然エリアにおける行為の制限

●届出対象行為

<table>
<tr><th colspan="3">項　　目</th><th>届出対象行為</th></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物の建築等</td><td colspan="2">新築、増築、改築若しくは移転</td><td>すべて</td></tr>
<tr><td colspan="2">外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（※１）</td><td>変更部分の見付面積（※２）が１０㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">工作物の建設等</td><td rowspan="3">工作物の新築、増築、改築若しくは移転、及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（※１）</td><td>プラント類、貯蔵施設類、処理施設類</td><td>高さが８ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>電気供給施設等</td><td>高さが８ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td>上記以外の工作物</td><td>高さが８ｍを超えるもの又は築造面積（※３）が１０㎡を超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">土地の形質変更（※４）</td><td>面積が１，０００㎡又は生じる法面・擁壁の高さが３ｍかつ長さが３０ｍを超えるもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">屋外における土石、廃棄物、再生資源（※５）その他の物件の堆積</td><td>高さ３ｍ又は堆積する面積が３００㎡を超えるもの</td></tr>
</table>

※１　既存建築物及び既存工作物への太陽光発電設備等のパネル設置を含む。
※２　建築物等の一面の垂直投影面積。
※３　工作物の水平投影面積。
※４　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第１２項に規定する開発行為及び景観法施行令（平成１６年政令第３９８号）第４条第１号に規定する土地の形質変更。
※５　「廃棄物」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条第１項に規定する、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）
「再生資源」：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第４項に規定する、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの。

●景観形成基準

<table>
<tr><th colspan="2">建築物の建築等に関する景観形成基準</th></tr>
<tr><td>高　さ</td><td>・高さ 15m以下
　次のいずれかに該当する場合は、高さ制限について適用除外とできる。ただし、その場合は景観審議会の意見を聴かなければならない。
①神社、寺院などの建築物
②学校、病院その他公共、公益上必要な建築物
③その他市長が認める建築物</td></tr>
<tr><td>屋　根</td><td>・周辺の景観と調和した勾配屋根を採用するなどの工夫をすること。
・建築物の屋根の色彩は、次のマンセル表色系で示した明度、彩度の範囲とする。
<table>
<tr><th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>赤（R）・黄赤（YR）・黄（Y）</td><td rowspan="2">１～６</td><td rowspan="2">２以下</td></tr>
<tr><td>黄緑（GY）・緑（G）・青緑（BG）・青（B）・青紫（PB）・紫（P）・赤紫（RP）</td></tr>
<tr><td>無彩色（N）</td><td></td><td>－</td></tr>
</table>
・太陽光発電設備等のパネルを使用又は設置する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。</td></tr>
<tr><td>外　壁</td><td>・建築物の外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示した明度、彩度の範囲とする。
ただし、見付面積（外壁）の 10%未満の範囲内でアクセントカラーとして使用する部分の色彩はこの限りではない。
<table>
<tr><th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>赤（R）・黄赤（YR）・黄（Y）</td><td rowspan="3">１～９</td><td>６以下</td></tr>
<tr><td>黄緑（GY）・緑（G）・青緑（BG）・青（B）・青紫（PB）・紫（P）・赤紫（RP）</td><td>２以下</td></tr>
<tr><td>無彩色（N）</td><td>－</td></tr>
</table>
・太陽光発電設備等のパネルを使用又は設置する場合は、外壁の色彩と調和したものとする。</td></tr>
<tr><td>形態・意匠</td><td>・周辺の景観と調和した形態意匠とする。</td></tr>
<tr><td>門・塀・柵</td><td>・自然景観や町並み景観に配慮する。</td></tr>
<tr><td>緑化・植栽</td><td>・敷地内の緑化に努める。</td></tr>
</table>

※　次の①～③に示す場合は、上記のマンセル表色系で示した基準を適用しない。

①地域の伝統的な農家住宅や蔵、社寺等に見られる漆喰壁、土壁、板壁、また和瓦葺、茅葺、銅板葺の屋根、ベンガラ塗り等の特徴的な形態意匠を継承する建築物。

②木材や石材、土、レンガ（カラーレンガは除く）、和瓦、銅板を用いており、素材そのものの色（素材の表面を保護するために素地を見せた塗装を含む）を生かしている外壁及び屋根。

③景観審議会に事前協議し許可を受けた建築物。

<table>
<tr><th colspan="3">工作物の建設等に関する景観形成基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全工作物共通</td><td>高　さ</td><td>・高さ 15m以下（電気供給施設等を除く）
　市長が認める場合は、高さ制限について適用除外とできる。ただし、その場合は景観審議会の意見を聴かなければならない。</td></tr>
<tr><td>色彩、意匠等</td><td>・周囲の景観に配慮した配置、素材、色彩、意匠等とする。
・工作物の色彩は、次のマンセル表色系で示した明度、彩度の範囲とする。
ただし、見付面積（工作物）の 10%未満の範囲内でアクセントカラーとして使用する部分の色彩はこの限りではない。
<table>
<tr><th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>赤（R）・黄赤（YR）・黄（Y）</td><td rowspan="3">1～8</td><td>6以下</td></tr>
<tr><td>黄緑（GY）・緑（G）・青緑（BG）・青（B）・青紫（PB）・紫（P）・赤紫（RP）</td><td>2以下</td></tr>
<tr><td>無彩色（N）</td><td>－</td></tr>
</table>
・太陽光発電設備等のパネルを使用又は設置する場合は、当該工作物の色彩と調和したものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">プラント類
貯蔵施設類
処理施設類</td><td>・できるだけ道路等から目立たない場所に設置するよう工夫する。
・施設周辺部の美化及び緑化に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">電気供給施設等</td><td>・鉄柱、コンクリート柱その他の設備は茶色等の落ち着いた色彩に塗装するとともに設置場所についても考慮し、周辺の景観に配慮した設置方法とすること。
ただし、塗装が困難と認められる設備への色彩の塗装は、除くことができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の工作物</td><td>・素材、色彩、意匠等を工夫し、また植栽等による工夫や設置場所を目立たないところにするなど考慮し周辺の景観との調和を図ること。</td></tr>
</table>

※　次の①～③に示す場合は、上記のマンセル表色系で示した基準を適用しない。

①社寺等に見られる漆喰壁、土壁、板壁、また和瓦葺、茅葺、銅板葺の屋根、ベンガラ塗り等の特徴的な形態意匠を継承する工作物。

②木材や石材、土、レンガ（カラーレンガは除く）、和瓦、銅板を用いており、素材そのものの色（素材の表面を保護するために素地を見せた塗装を含む）を生かしている工作物。

③景観審議会に事前協議し許可を受けた工作物。

その他の届出行為に関する景観形成基準	
土地の形質変更	・大規模な法面、擁壁が生じないようにし、やむを得ない場合は緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫等により周辺景観との調和を図ること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・積み上げる高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう植栽や、木塀等で遮へいし、周辺の景観に調和するよう努めること。

【重点エリア】伝統的景観重点エリアにおける行為の制限

●届出対象行為

<table>
<tr><th colspan="2">項　　目</th><th>届出対象行為</th></tr>
<tr><td>建築物の建築等</td><td colspan="2" rowspan="3">「南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例」によるものとする。なお同条例における許可を受けた行為は景観計画に基づく届出をしたものとみなす。</td></tr>
<tr><td>工作物の建設等</td></tr>
<tr><td>土地の形質変更（※１）</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋外における土石、廃棄物、再生資源（※２）その他の物件の堆積</td><td>すべて</td></tr>
</table>

●景観形成基準

建築物の建築等に関する景観形成基準
・「南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「かやぶきの里・南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区保存計画」によるものとする。

工作物の建設等に関する景観形成基準
・「南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「かやぶきの里・南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区保存計画」によるものとする。

<table>
<tr><th colspan="2">その他の届出行為に関する景観形成基準</th></tr>
<tr><td>土地の形質変更</td><td>・「南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「かやぶきの里・南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区保存計画」によるものとする。</td></tr>
<tr><td>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</td><td>・農林業に関するもので、やむを得ない場合の土石の堆積等とする。
ただし、南丹市伝統的建造物群保存地区保存審議会の許可を得たものについてはこの限りではない。</td></tr>
</table>

※１　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第１２項に規定する開発行為及び景観法施行令（平成１６年政令第３９８号）第４条第１号に規定する土地の形質変更。

※２　「廃棄物」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条第１項に規定する、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）

「再生資源」：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第４項に規定する、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの。

良好な景観形成に必要な事項

●景観重要建造物、景観重要樹木

市民に親しまれ地域の景観を特徴づけている建造物や樹木については、個性豊かで魅力的な景観づくりに大きな役割を果たしています。そのような地域のシンボルとなる景観資源を許可なく、除却や伐採、外観の変更が行なわれないよう、適正に保全することが必要なものについて、景観重要建造物、若しくは景観重要樹木として指定し保全を図ります。

●公共施設の整備

公共施設は景観づくりにとって重要な要素であり、周辺の景観に配慮した整備を進めていく必要があるため、整備の基本的な方針を次のとおり定めます。

〇本景観計画を踏まえ、「景観形成基準」に配慮する。特に、重点エリアにおいては、その場所及び眺めの特徴に配慮する。

〇安全性や機能性を考慮しながら美しい自然景観や森林の雰囲気を守る整備に努める。

〇安全性や機能性を考慮しながら美しい自然景観や河川の機能を守る整備に努める。

〇生活上影響が出るものや大規模なものについては、地元住民や関係者への事前の事業説明を行う。

●屋外広告物

屋外広告物による表示は、商業活動における情報の提供、各施設の案内など多くの場所で適切な情報提供の手段やにぎわいのある雰囲気を創出する効果があり、私たちの日常生活の情報源として欠かすことのできないものとなっています。その一方で周囲への配慮のない屋外広告物は、町並み景観や自然景観における景観を阻害する要因となります。

屋外広告物は良好な景観形成において重要な要素となるため、本計画に基づいて周辺の景観に配慮したものとなるよう誘導を図ります。

●景観づくりの役割分担

区　分	役　　割
市　民	自らが景観づくりの主体であるとの認識を高め、優れた景観づくり活動への積極的な参加に努めます。また、地域の特性に応じた景観に関するルールづくりの場を設けるなど、地域への愛着を高めつつ、良好な景観づくりに取り組みます。
事業者	工場や店舗、事業活動などが景観に大きな影響を与えることを認識し、景観に配慮した事業活動などに取り組むことに努めます。また、地域のさまざまな景観づくりに関する活動などにも参加・協力し、地域の良好な景観形成への貢献に努めます。
行　政	景観に対する意識の醸成を図るため、市民や事業者への積極的な啓発活動、情報提供に努めます。また、地域の特性に応じた景観施策を進めるとともに、景観を損なう要因が生じないよう指導に努めます。あわせて、市民や事業者とともに景観づくりの取組を検討する場を設けるなど、協働による景観づくりの推進体制の構築を図ります。

●景観審議会の設置

市の景観行政に関する審議機関として、良好な景観の形成に必要な事項を調査し、又は審議するため学識経験者や市民代表者などによって構成される「景観審議会」を設置します。

●景観づくりの推進

（1）景観計画区域の拡大に向けて

（2）市民からの提案等（景観協定の推進・景観計画の提案等）

（3）顕彰制度創設の検討

【参考資料】

１．届出方法・その後の流れ

平成２６年４月１日から『南丹市景観計画』及び『南丹市景観条例』を施行します。条例では特定の区域における建築物等の行為に制限を設けており、事前の届出提出が必要です。

■届出書が必要な地域　「南丹市美山町地域」

■届出の対象行為　工作物・建築物の新築・増築、屋根や壁の塗り替え、その他

※屋根や外壁を元の色に塗りなおす場合も届出が必要です。

※南丹市伝統的建造物群保存地区条例における許可を受けた行為の届出は不要です。

■届出方法・その後の流れ

①書類の提出

計画の行為が届出対象であるかの確認を含め事前相談を受け付けます。
着手する 30 日前までに届出書類一式を市へ提出ください。

■提出書類

□景観計画区域内行為届出書　□敷地及び周辺の状況写真
□届出の場所がわかる図面もしくは地図　□敷地内の配置図
□彩色された２面以上の立面図
※土地の形質変更や土石等の物件の堆積の添付資料については、市 HP をご確認ください。

②市による提出書類の確認

届出内容が景観形成基準に適合するか審査をします。
基準を満たしているときは適合通知を送付します。
適合しないときは、助言・指導や勧告を行う場合があります。

③完了届出の提出

事業完了後、完了届書類一式を市に提出ください。

■提出書類

□景観計画区域内行為完了届
□完成後の写真（遠景１枚と建築物２面以上・工作物２ヶ所以上）

【留意事項】

計画が確定した後や契約が済んだ後であっても、届出内容によって景観計画に適合しないと認めるときは、助言・指導や勧告を行うことがあります。

届出が必要とならない行為についても、景観形成基準に基づき良好な景観形成に努めてください。

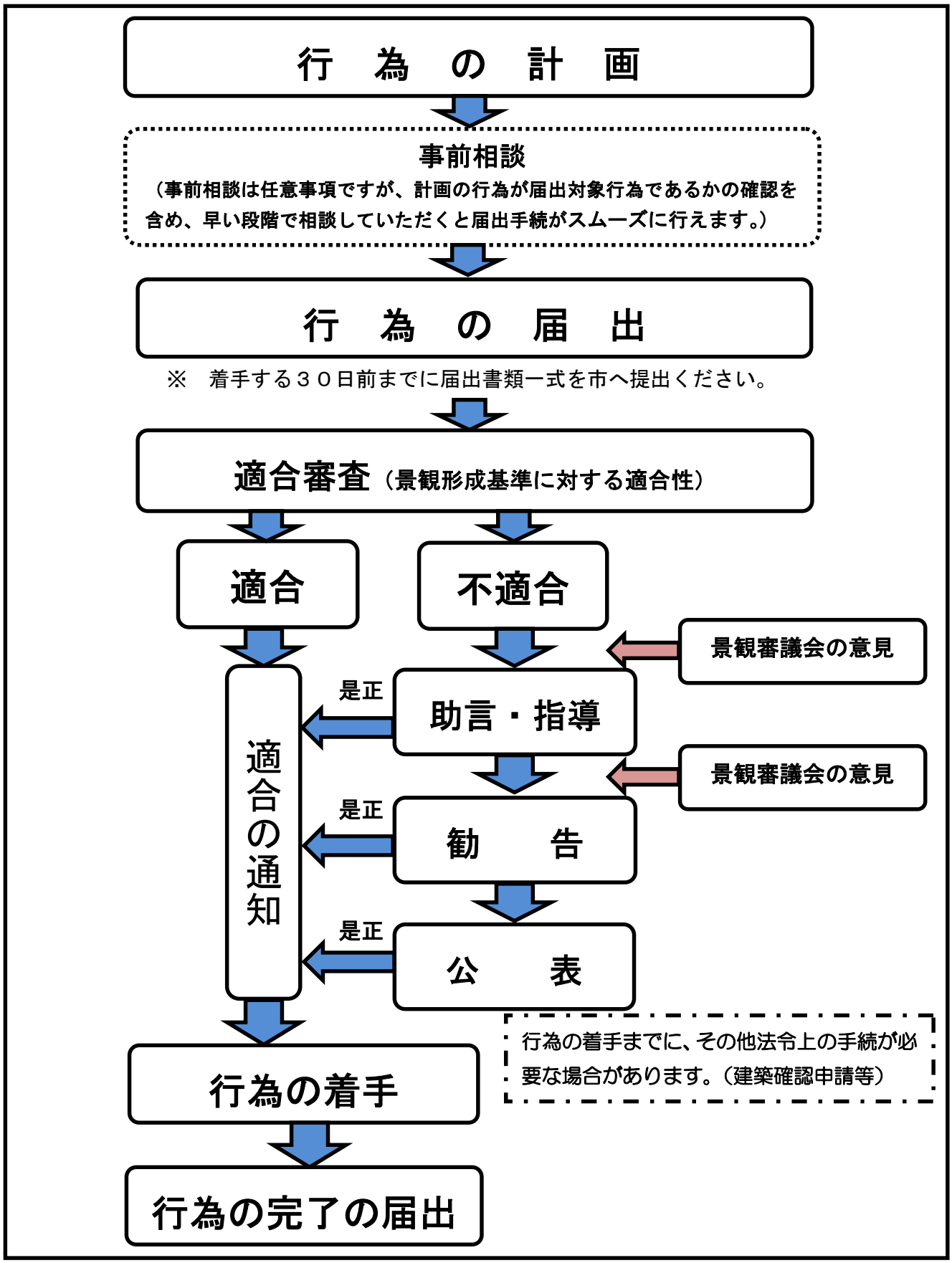

※【罰則】景観法　第１０３条

「届出をしていない」「虚偽の届出をした」「行為の着手の制限に違反して届出に係る行為に着手した」場合は、３０万円以下の罰金に処されることがあります。

2．使用できる色彩のイメージ

ここでは、使用できる色を参考として示しています。表現している色は印刷によるものであり、実際のマンセル値とは異なります。正確には色票で確認してください。

屋根の色彩は、マンセル表色系（下表）の　　で示した範囲内の明度、彩度とします。
この基準の適合例は下記のとおりです。

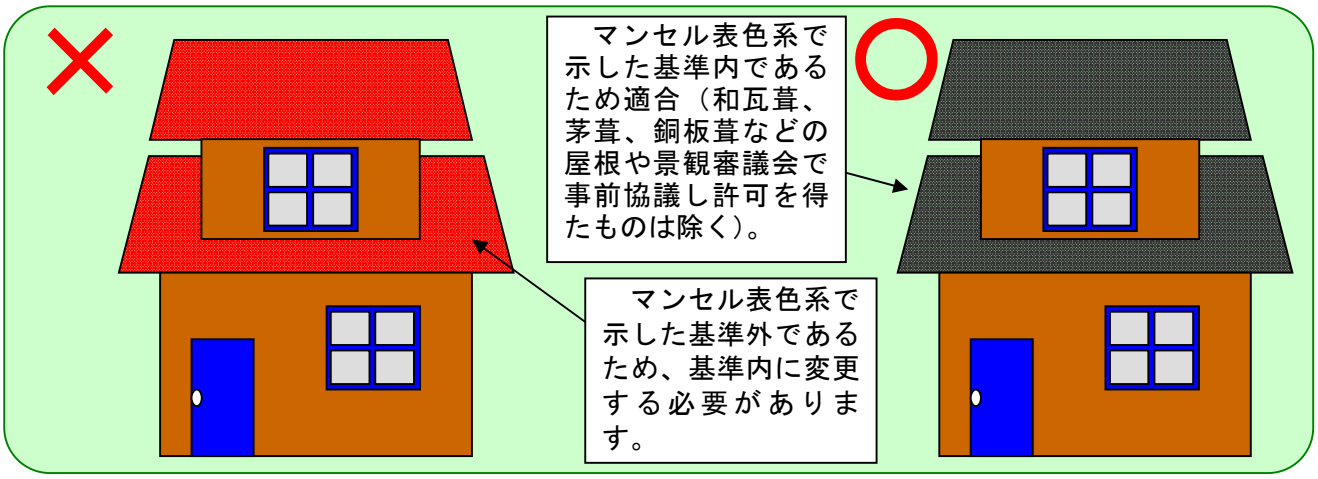

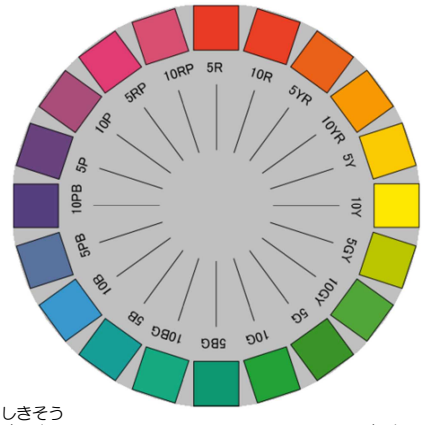

色相（しきそう）【いろあいを表す】：マンセル色相環

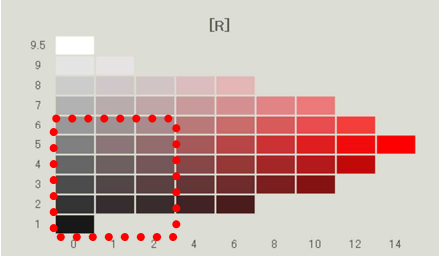

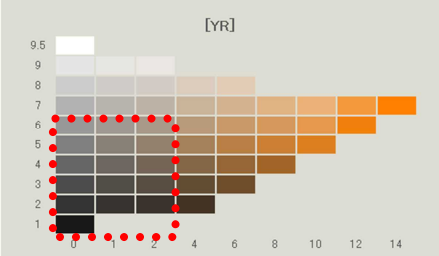

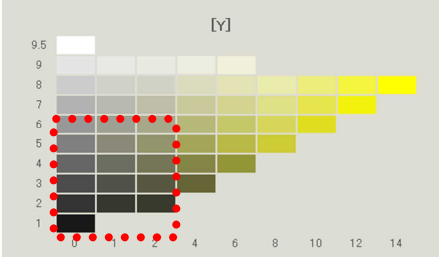

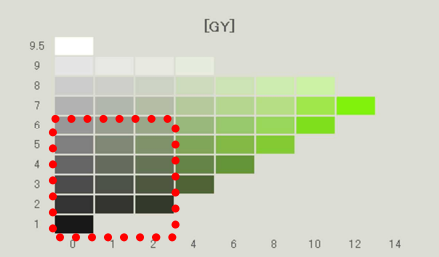

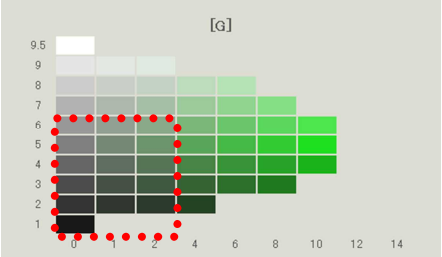

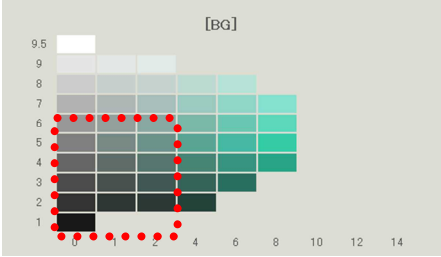

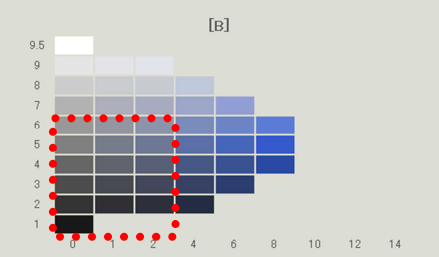

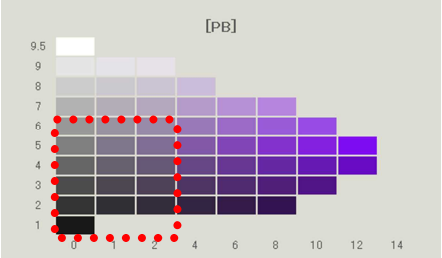

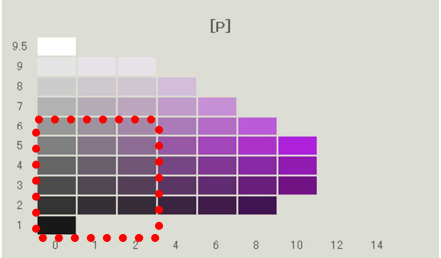

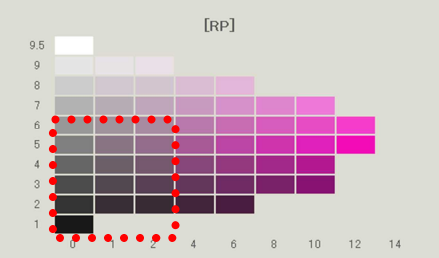

※　縦軸が明度（めいど）【あかるさを表す】、横軸が彩度（さいど）【あざやかさを表す】

建築物の外壁の色彩は、マンセル表色系（下表）の　　で示した範囲内の明度、彩度とします（見付面積の 10%未満のアクセントカラーは除く）。

この基準の適合例は下記のとおりです。

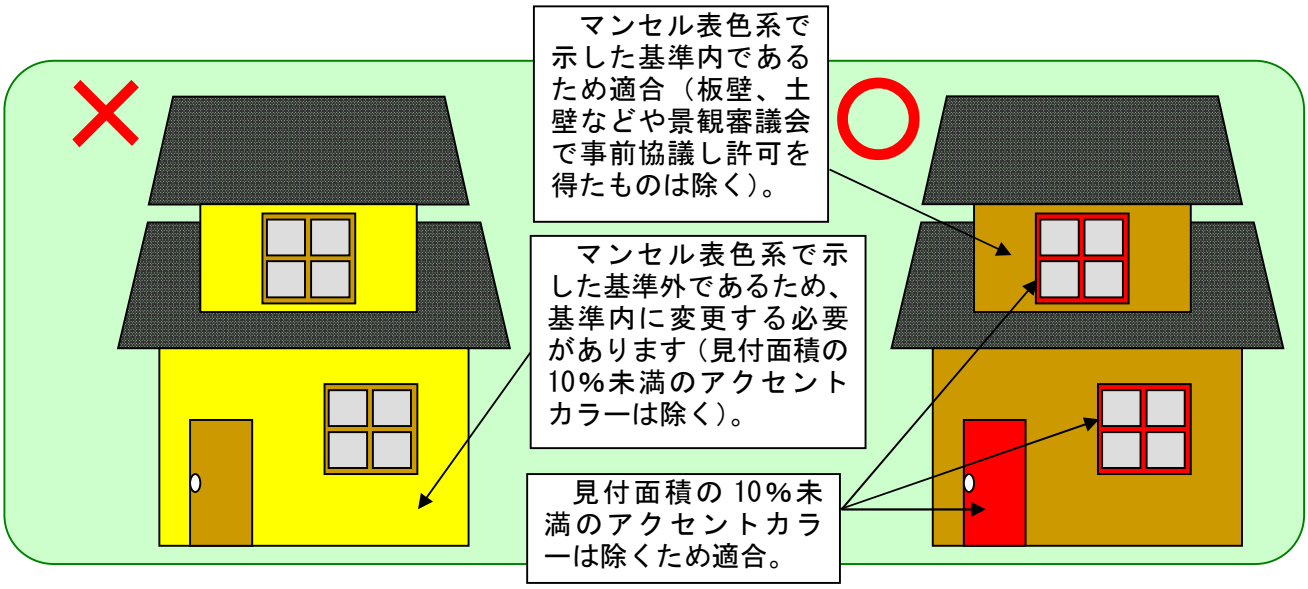

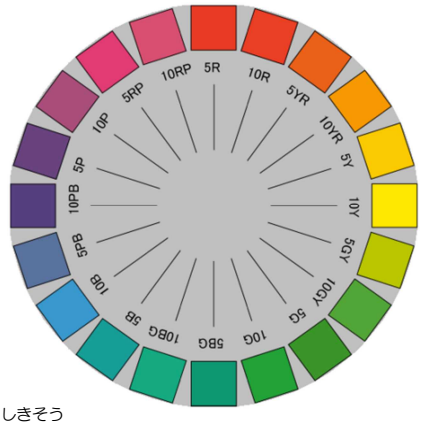

色 相（しきそう）【いろあいを表す】：マンセル色相環

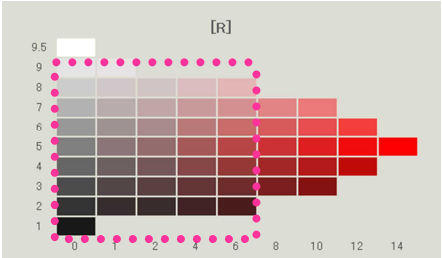

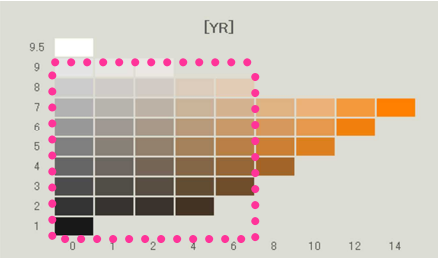

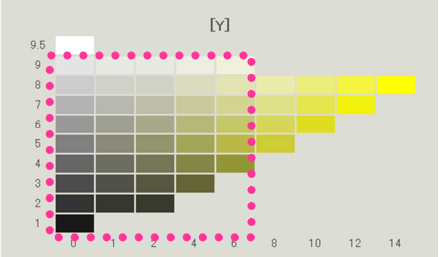

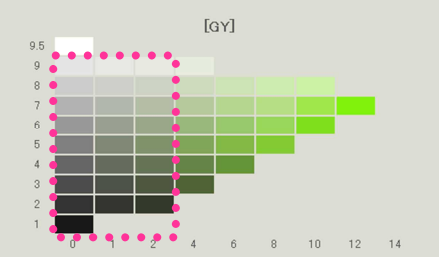

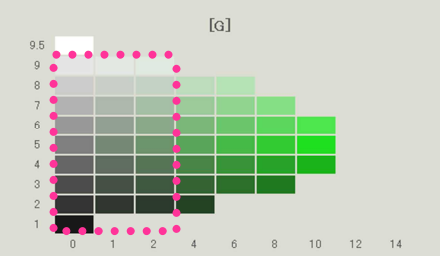

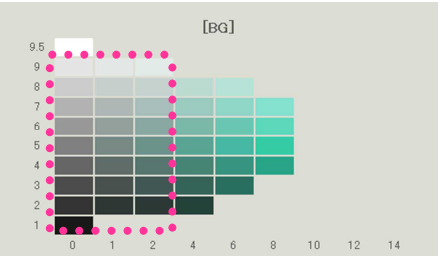

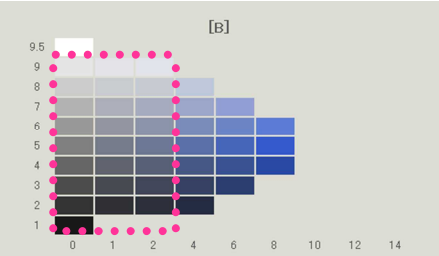

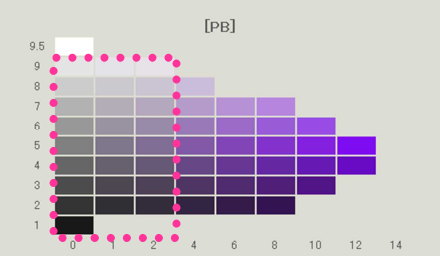

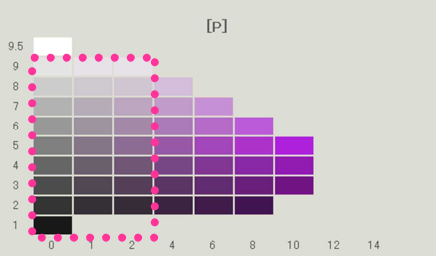

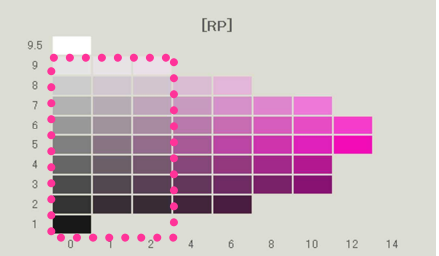

※　縦軸が明度（めいど）【あかるさを表す】、横軸が彩度（さいど）【あざやかさを表す】

工作物の色彩は、マンセル表色系（下表）の　　で示した範囲内の明度、彩度とします（見付面積の 10%未満のアクセントカラーは除く）。

この基準の適合例は下記のとおりです。

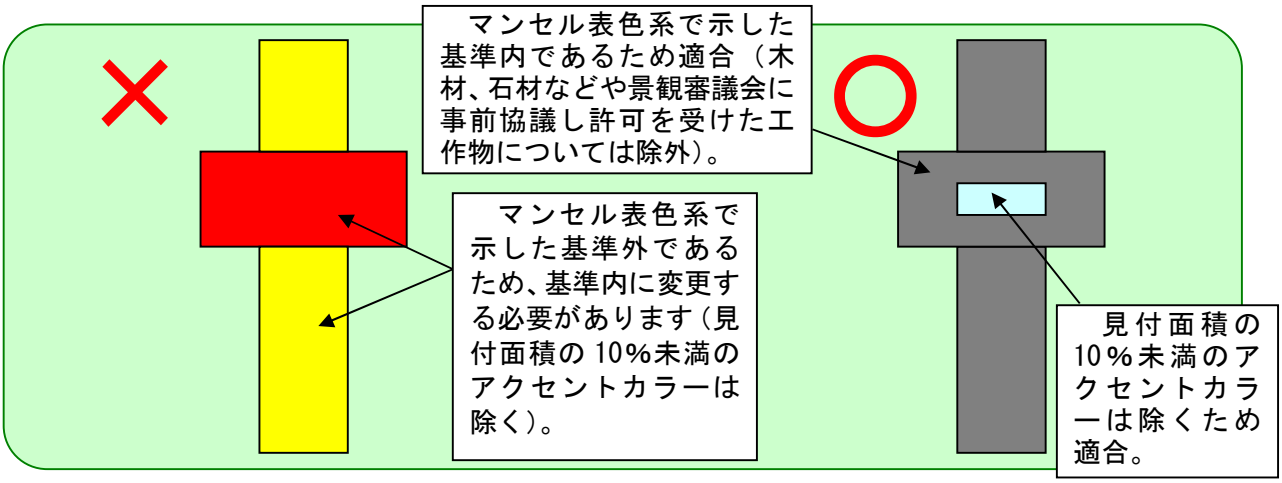

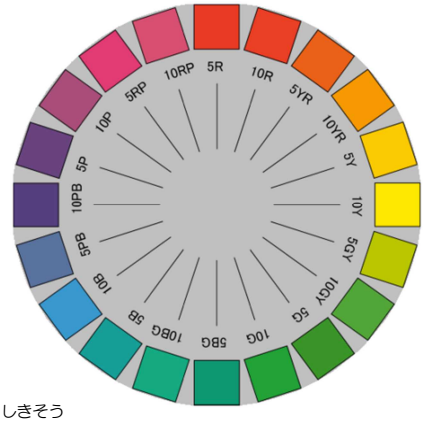

色相（しきそう）【いろあいを表す】：マンセル色相環

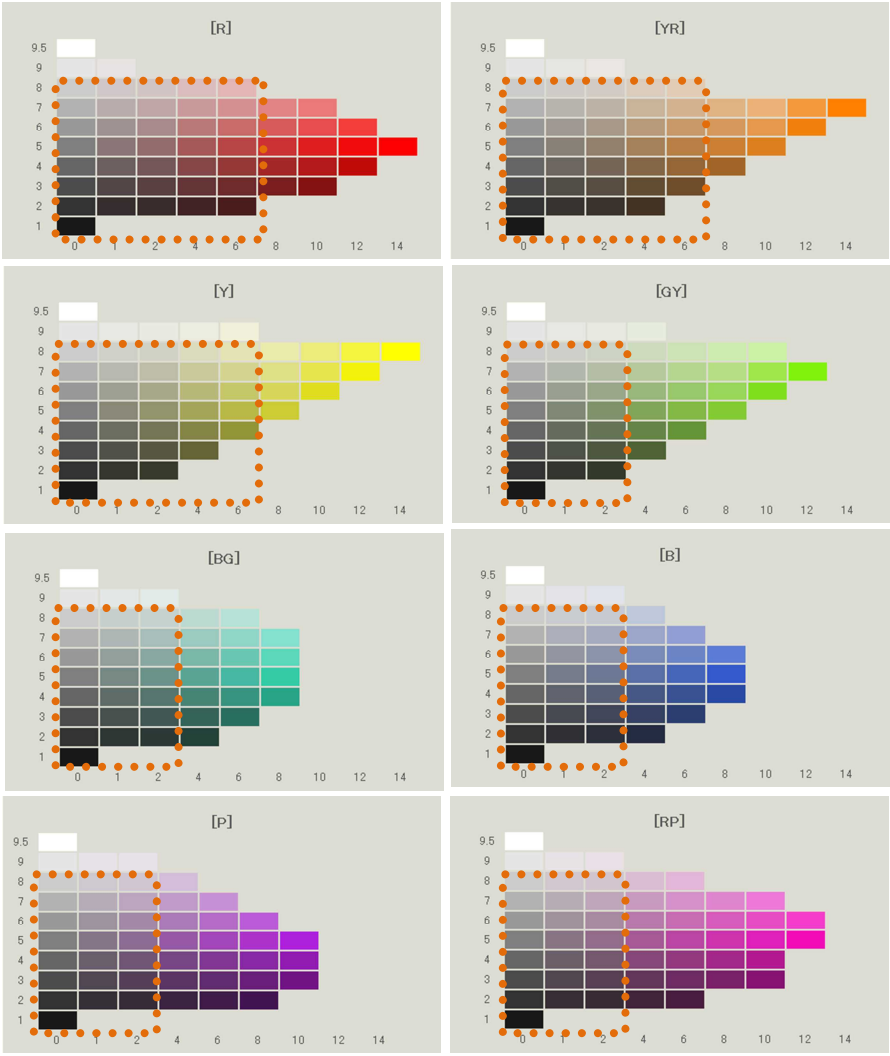

※　縦軸が明度（めいど）【あかるさを表す】、横軸が彩度（さいど）【あざやかさを表す】

３．景観協定について（景観法で規定）

景観法第８１条に定められた景観協定は、建築物や工作物の形態意匠や構造等、景観に関するきめ細かなルールを地域で決め、みんなで守っていくことを約束し、地域のより良い景観づくりに役立つ制度です。 このことにより、快適な地域環境が保全・形成され、市民や地権者、事業者等の地域への愛着と誇りが高まるとともに地域活力の増進も期待されます。この協定は、締結後に協定区域内の土地等の権利を継承した方にも効力が及びます。

協定を締結するには、地域で協定の区域・景観に関するルール・有効期間・違反した場合の措置などを検討し、協定区域内の土地所有者等全員の合意を得ることが必要です。全員の合意が得られたら市長に認可申請を行い、認可を受けることで景観法に基づく景観協定が成立します。

協定成立後は、景観協定を維持していくために運営委員会を設置し、地域のみんなで管理・運営にあたります。

景観協定で定める事項（景観法第８１条第２項）

一 景観協定の目的となる土地の区域

二 良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

イ 建築物の形態意匠に関する基準

ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準

ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準

ニ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

ホ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

ヘ 農用地の保全又は利用に関する事項

ト その他良好な景観の形成に関する事項

三 景観協定の有効期間

四 景観協定に違反した場合の措置

４．景観計画の提案について（景観法で規定）

景観法第１１条では、市に対し市民（土地の所有者）や、まちづくりの推進を目的とするＮＰＯ法人等が景観計画の策定又は変更を提案できる制度が定められています。市は提案があったときは、遅滞なく当該提案を踏まえて景観計画の策定又は変更する必要があるかどうかを判断しなければなりません。

提案に必要な要件は、次のとおりです。

- 景観計画の素案の添付
- 対象地域の２／３の同意（土地所有者等の人数及び土地面積）
- ０．５ｈａ以上の規模であること

※ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案については、景観法第２０条及び２９条で規定されています。

南丹市景観計画【概要版】

平成２６年３月 作成
令和５年３月　改訂

南丹市土木建築部都市計画課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町４７番地
TEL：0771-68-0052　FAX：0771-63-0654
E-mail：tokei@city.nantan.lg.jp
https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/index.html